



2021年3月9日

各 位

会 社 名 株式会社ビーイング
代表者名 代表取締役社長 津田 誠
(JASDAQ コード 4734)
問合せ先 常務取締役経理部長 後藤 伸悟
(TEL. 059-227-2932)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年5月中旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日の設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2021年3月31日（水曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 公告日 2021年3月16日（火曜日）
- (2) 基準日 2021年3月31日（水曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社のホームページに記載いたします。）

<https://www.beingcorp.co.jp/ir/e-kohkoku.html>

2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議事案等について

2021年2月8日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、有限会社トゥルース（以下「公開買付者」といいます。）が2021年2月8日に公表した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、かつ、その成立後に公開買付者が所有する当社の議決権の割合が総株主の総議決権の90%未満である場合には、公開買付者の要請により、当社は、本臨時株主総会を招集し、本臨時株主総会において、①公開買付者が当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった株主（公開買付者及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数が1株に満たない端数となるように決定した上で、当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）、②本株式併合の効力発生を条件として、単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うこと、及び③本株式併合の効力発生を条件として、2021年6月に開催予定の当社の定時株主総会で権利を行使することのできる株主を、当該完全子会社化完了後の株主（公開買付者を意味します。）とするため、当社の定時株主総会の議決権の基準日の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うこと等の議案を付議する予定です。

他方、本公開買付けが成立しない場合、又は、本公開買付けの成立後に公開買付者が所有する当社の議決権の割合が総株主の総議決権の90%以上となり、公開買付者が、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得するために株式売渡請求を行う場合には、当社は、本

臨時株主総会を招集しない予定です。

なお、本臨時株主総会を招集することを決定した場合には、その開催日及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきまして、改めてお知らせいたします。

以上